

# 平成28年度 山口県体育大会<スポーツ少年団の部>

## 柔道競技実施要項

1 期 日 平成28年9月22日(木・祝)

午前8時30分 受付 午前9時30分 開会式

2 会 場 維新百年記念公園武道館

3 競技種別及び参加基準

(1) 試合は個人戦と団体戦

(2) 個人戦は、男女別とし、中学1・2・3年、小学5・6年を対象とする。

① 個人戦の参加者数は、各団体、各学年から小学生は男女とも4名以内中学生は各学年男子は1名、女子は2名以内とする。なお、当該学年であること。

② 小学校の部は、体重別に区分し、数ブロックに分けて行なう。

③ 小中学生共当該スポーツ少年団に加入していること。

(3) 団体戦は、男子の部、女子の部の二部とする。女子は男子の部に出場できるが、その場合女子の部には出場できない。団体戦は参加チーム数等により数ブロックに分けて行なうことがある。

① チームの編成は単一団とし、男子の部は、監督1名、選手5名、補員2名とする。女子の部は、監督1名、選手3名、補員1名とする。

② 参加は登録单一団体より、男子の部は1チーム、女子の部は、2チーム以内とする。

③ メンバーの構成は、5・6年の児童であること。ただし、団員数等でやむを得ない場合は4年生の参加を認める。いずれの場合にも、3年生以下の参加は認めない。また、学年別的人数制限はこれを定めないが、体重の重い順に大将から配列する。

④ 選手に欠員が生じた場合、団体選手は補欠から充当し、体重順に再編成する。補欠登録がない場合は欠員とする。

4 試合方法及び判定基準等

(1) 国際柔道連盟試合審判規定及び「少年大会申し合わせ事項」及び本大会申し合わせ事項を適用する。※2014.2.14 「IJF 審判規定の全柔連導入について」による。

(2) 試合時間は3分間とし、トーナメント戦を原則とする。

(3) 勝敗の決定方法

① 個人戦 勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「有効」「僅差」※1とし、得点差がなく、かつ「指導」差が1以内の場合は旗判定で勝敗を決する。(GSは行わない)

② 団体戦 各チーム5名の点取り対抗戦で、勝敗決定の方法は、次のとおりとする。

ア 各々の対戦の勝敗の決定方法

勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「有効」「僅差」※1とし、得点差がなく、かつ「指導」差が1以内の場合は「引き分け」とする。

イ 団体戦の勝敗の決定方法(小学生)

(ア) 勝ち数の多いチームを勝ちとする。

(イ) 勝ち数が同じときは内容(「一本」「技あり」「有効」の勝ち数)による。

(ウ) 内容も同じときは代表戦を1回行い、必ず優劣を決する。代表戦に出場する選手は、「引き分け」の中から抽選で1組を選んで通常の3分間の試合を行う。得点差がなく、かつ「指導」差が1以内の場合は旗判定で勝敗を決定する。(GSは行わない)

※1「僅差」とは、双方の選手間に技による評価(技あり・有効)がない、又は同等の場合、「指導」差が小学生においては2以上あった場合、中学生においては1以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。

5 参加資格 平成28年度日本スポーツ少年団に登録され、2016年度全日本柔道連盟に登録されていることを原則とする。

6 申し込み方法 (一社) 山口県柔道協会から7月上旬に各団体に電子メールで送信する申込書(エクセルファイル)に必要事項を記載し、8月7日(日)までに、下記の両方に送信等すること。(期限後は受け付けない)

・(一社) 山口県柔道協会 表題に「県体申込書」と記載し電子メールで申し込むこと。電子メールアドレス yjk@c-able.ne.jp

・市町スポーツ少年団本部（電子メールや郵送等）

## 7 その他

- (1) 8月8日以降は、いかなる理由があっても申込みは受けない。
- (2) 個人戦参加者の体重は正確に必ず記入のこと。
- (3) 各登録団体から審判員1~2名の派遣をお願いします。
- (4) 選手及び指導者は次の事項を順守・了承すること
  - ① 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
  - ② 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。（なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること）
  - ③ 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること
  - ④ 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること
  - ⑤ 大会中の事故等については、各団体にて加入の保険の範囲内での適用になります。保障内容が不足と思われる場合は、各団体、保護者等にて別途保険に必ず加入して参加すること
  - ⑥ 大会出場中の映像・写真・記事・氏名・記録等のテレビ・ビデオ・新聞・雑誌・インターネット・広告等への掲載を了解すること